

令和5年10月2日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第75号	(総務常任委員長報告3件) 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第79号	工事請負契約の締結について(原案可決)
	議案第80号	工事請負契約の締結について(原案可決)
第 2	議案第76号	(教育民生常任委員長報告4件) 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第77号	三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第81号	工事請負契約の締結について(原案可決)
	議案第82号	工事請負契約の締結について(原案可決)
第 3	議案第78号	(産業建設常任委員長報告2件) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第83号	工事請負契約の締結について(原案可決)
第 4	議案第84号	(予算決算常任委員長報告15件) 令和4年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について(認定)
	議案第85号	令和4年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(認定)
	議案第86号	令和4年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について(認定)
	議案第87号	令和4年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(認定)
	議案第88号	令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(認定)
	議案第89号	令和4年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について(認定)
	議案第90号	令和4年度三次市病院事業会計決算認定について(認定)
	議案第91号	令和4年度三次市水道事業会計決算認定について(認定)
	議案第92号	令和4年度三次市下水道事業会計決算認定について(認定)
	議案第93号	令和5年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)(原案可決)
議案第94号	令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)	

	議案第95号	(原案可決) 令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第96号	令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第97号	令和5年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第98号	令和5年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案)(原案可決)
第 5	議案第99号 議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号 議案第104号 議案第105号	人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし)
第 6	発議第7号	独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書(案)(原案可決)
第 7	発議第8号	保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書(案)(原案可決)
第 8	発議第9号	少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)(原案可決)
第 9	発議第10号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書(案)(原案可決)

令和5年9月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（令和5年10月2日）

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 75	(総務常任委員長報告3件) 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) ……………302
	議 79	工事請負契約の締結について……………302
	議 80	工事請負契約の締結について……………302
第 2	議 76	(教育民生常任委員長報告4件) 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案) 303
	議 77	三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案) 303
	議 81	工事請負契約の締結について……………303
	議 82	工事請負契約の締結について……………303
第 3	議 78	(産業建設常任委員長報告2件) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案) ……………304
	議 83	工事請負契約の締結について……………304
第 4	議 84	(予算決算常任委員長報告15件) 令和4年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について……………305
	議 85	令和4年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………305
	議 86	令和4年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………305
	議 87	令和4年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………305
	議 88	令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………305
	議 89	令和4年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……………305
	議 90	令和4年度三次市病院事業会計決算認定について……………305
	議 91	令和4年度三次市水道事業会計決算認定について……………305
	議 92	令和4年度三次市下水道事業会計決算認定について……………306
	議 93	令和5年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案) ……………306
	議 94	令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案) ……………306
	議 95	令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案) ……………306
	議 96	令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案) ……………306
	議 97	令和5年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案) ……………306
議 98	令和5年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案) ……………306	

第 5	議 99	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
	議 100	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
	議 101	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
	議 102	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
	議 103	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
	議 104	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
	議 105	人権擁護委員の候補者の推薦について……………308
第 6	発 7	独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書（案） ……310
第 7	発 8	保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書（案） ……311
第 8	発 9	少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担 制度拡充を求める意見書（案） ……315
第 9	発 10	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすこ とを求める意見書（案） ……317



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和5年9月定例会最終日でございます。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、鈴木議員及び黒木議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。本会議に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

去る9月1日に開会いたしました本定例会におきましては、32日間にわたりまして、執行部から提出いたしました24議案につきまして御審議を頂きましたことに御礼を申し上げます。

初めに、昨日で株式会社君田トエンティワンによる君田温泉森の泉の営業が終了しました。同社が法人組織の解散を決定して以降、市内外から多くの温泉ファンが訪れ、営業休止を惜しまれたとのことで、君田温泉がいかに親しまれ、愛されていたか改めて認識をしたところです。三次の宝である君田温泉を今後も大切な観光資産として活用すべく、早期再開に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き、市民の皆様を始め、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、9月13日から17日まで三次きんさいスタジアムで開催されましたカーネスト p r e s e n t s 第9回WBSC女子野球ワールドカップ・グループBについて申し上げます。5日間の大会期間中に、市内外から約1万5,000人、うち有料化された日本戦には5試合で約1万人の御来場を頂きました。大会期間中の議会日程に御配慮いただきまして、ありがとうございます。合併後初の国際大会となった本大会におきましては、多くの市民の皆さん、事業者などの御協力により、開催前から様々な形で機運を盛り上げていただきました。三次市内の園児や児童が描いたポスターを始め、地域住民と大学生による竹灯籠、ペットボトルの蓋を活用したウェルカムボードの作成・設置や、児童生徒による応援動画の制作などを通じて、市民の皆様の歓迎の思いは選手、関係者に伝わったものと思います。

大会期間中においては、三次高校の生徒による場内アナウンスを始め、通訳、案内、警備やメディア対応などに市内外から数多くのボランティアスタッフに参加していただき、大会運営を支えていただきました。また、三次の鶴飼関係者の皆様の御協力によりまして、参加チーム

の選手、大会関係者に鶴飼遊覧を体験していただくことができ、選手、大会関係者の皆様に三次の文化に触れていただくことができました。改めて大会に関わっていただいた全ての方々に対し敬意と感謝を申し上げます。こうした一人ひとりの温かい声援や心の込もったおもてなし、そして献身的に役割を果たされるスタッフの姿というのは、世界各国から本市に集い、勝利をめざして熱い戦いを繰り広げた選手やチーム関係者の皆様の心の支えとなり、鮮明に記憶されたものと確信しています。また、こうした本市の取組に対しまして、世界野球ソフトボール連盟（WBSC）のリカルド・フラッカーリ会長並びにマイケル・シュミット専務理事から感謝の意をつづった書簡を頂いたところです。

今回の大会を通じて、女子野球のすばらしさを多くの方々に知っていただいたことはもちろんですが、人口5万人に満たない三次で女子野球の国際大会を開催できたことで、女子野球タウンとしての三次を世界に発信できたものと考えています。引き続き、大会に関わる全ての方々のさらなる飛躍と、来年開催される本大会の成功を心から願いながら、三次きんさいスタジアムを女子野球の聖地とすべく、女子野球のさらなる振興と、女子野球を始めとしたスポーツ振興や文化振興を通じて地域活性化に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが5類に移行して、間もなく5か月を迎えますけれども、先日4年ぶりに開催されたみよし市民納涼花火まつりや各地の敬老行事など、市民の方々の笑顔が広がる機会が増え、コロナ禍前の日常が戻ってきつつあると実感をしています。引き続きこうしたイベントや地域の行事などの開催を通じてコロナ禍からの再始動を着実に進め、三次の元気づくりに取り組んでまいりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

この後、人事案件に係る議案を提案させていただくことにいたしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私の行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告3件

議案第75号 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第79号 工事請負契約の締結について

議案第80号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第75号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 横光春市君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 横光総務常任委員長。

〔総務常任委員長 横光春市君 登壇〕

○総務常任委員長（横光春市君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る9月8日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第75号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第75号は、地域の実態に応じて施設を有効に活用することは理解できるものであるが、今後、コミュニティセンター等、地域施設の運用を検討する場合は、各住民自治組織間の均衡も考慮して取り組んでいただきたい。

議案第80号工事請負契約の締結について、甲奴支所耐震改修工事の施工に当たって、交通安全対策の徹底に特に留意願いたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号外2議案を一括採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告4件

議案第76号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
（案）

議案第77号 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
（案）

議案第81号 工事請負契約の締結について

議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第76号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改

正する条例（案）外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 保実 治君 登壇〕

○教育民生常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月11日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第76号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）外3議案について、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号外3議案を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告2件

議案第78号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第83号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第78号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 弓掛 元君 登壇〕

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 産業建設常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第78号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）外1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号外1議案を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告15件

議案第84号 令和4年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 令和4年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 令和4年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 令和4年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 令和4年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 令和4年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第91号 令和4年度三次市水道事業会計決算認定について

議案第92号 令和4年度三次市下水道事業会計決算認定について

議案第93号 令和5年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

議案第94号 令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第95号 令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第96号 令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第97号 令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第98号 令和5年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第84号令和4年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外14議案を一括議題といたします。

議案15件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○予算決算常任委員長（杉原利明君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案15件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月19日から28日まで委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

また、27日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、全体会の中で分科会での自由討議が必要と意見が出された事業等について議員間における自由討議を行い、28日に各分科会から主査報告を行って意見集約しました。

議案第84号令和4年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外議案8件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり認定してよいものと決しました。

議案第93号令和5年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）外議案5件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

主査報告及び自由討議から集約した意見を申し上げます。

総務分科会からは、生活交通確保対策事業については、地域公共交通会議において、変化する地域の実態や2024年問題等、社会情勢に即した施策について、今後、一層前向きな議論を進められることが重要である。縁つなぐ出会い創出支援事業については、結婚に対する考え方や性差、年齢等、多様性に配慮した取組が求められる。例えば、婚活だけを目的とした事業ではなく、芸備線を活用した縁つなぐ出会いの列車等の企画とすることで、参加のハードルを下げるとともに、芸備線の利活用を併せた相乗効果が期待できるのではないかと。自治振興活動費補助事業については、地域の課題解決のために何ができるか、住民自治組織としての存在感を示すことが重要であり、地域の未来づくりアドバイス事業により明らかになった人口減を踏まえた課題の解決策を市としてサポートしていくことが求められるとの意見が報告されました。

教育民生分科会からは、環境政策全般に係る事業については、廃食油回収体制の見直しなど、ごみ減量化に特に効果が高いと思われる事業に絞って実施していくことが必要である。市民への啓発はどのような方法が最も効果的なのか常に検証が必要であり、市民の意識向上を図る取組として、出前講座等の説明会や子供を対象にした環境学習の機会を増やし、引き続き啓発を図る必要がある。学校施設整備事業については、教育現場に配慮した計画的な実施が望ましい。いきいき健康日本一のまち事業、生活習慣病予防事業については、ヘルスアップ健康教室等の事業の充実を図り、健康づくりに対する市民の意識を高めることが特定健診受診率の向上につながるのではないかと意見が報告されました。

産業建設分科会からは、ふるさと学生応援事業については、ふるさと納税を財源とするなどし、事業の継続を検討してほしい。新型コロナウイルス感染症対応事業のプレミアム付商品券発行事業補助については、本市の商業を元気にする事業であり、市民生活に必要な地元企業の事業継続に対する効果について検討が必要である。(仮称)みよしアグリパーク整備事業については、当初の構想から規模が縮小されており、今後の方向性をどのように考えているのか明確に示していただきたい。下水道事業については、一般会計からの繰出金に頼っている現状について、市として将来的にどのように考えているのか明確な方針を示す時期に来ているとの意見が報告されました。

次に、議案第98号令和5年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案)については、本市の観光や地域経済、雇用への影響を最小限に抑えるため、君田温泉森の泉の早期再開に備えるべく、君田健康ふれあい施設等の管理には細心の配慮を持って当たられたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村恵美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。

これより議案第84号外14議案を一括採決いたします。

決算認定に関する議案9件に対する委員長の報告は認定であります。補正予算に関する議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第92号までの9議案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第93号から議案第98号までの6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第5 議案第 99号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第100号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第101号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第102号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第103号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第104号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第99号から議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第99号から議案第105号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

議案7件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は24名で、6名の任期が令和5年12月31日をもって満了すること等に伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第99号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の福永要氏の任期が満了することに伴い、新たに一條康洋氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第100号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の中菊圭子氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第101号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の山根勇氏が本人の申出により令和5年7月31日をもって退職されたことに伴い、新たに坂原英見氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第102号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の坂本文明氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第103号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の大谷直己氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第104号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の沖野一典氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の

候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第105号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の佐藤克也氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第99号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第100号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第101号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第102号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第103号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第104号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第105号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第7号 独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第6、発議第7号独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[12番 藤岡一弘君 登壇]

○12番(藤岡一弘君) ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、保実 治議員、大森俊和議員、杉原利明議員、黒木靖治議員、掛田勝彦議員、月橋寿文議員、山田真一郎議員と私、藤岡一弘でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第7号

#### 独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書(案)

超高齢化社会を迎えた今日、家族関係の希薄化により、人生の最後を一人で迎え、死後の引取り手がない人が増えている。

総務省が自治体を対象に行った調査では、2018年4月から2021年10月までの死亡者のうち、引取り手のなかった人は約10万6000人に上った。引取り手のない死者が今後増えていくことは避けられないだろう。

墓地埋葬法は、火葬や埋葬を行う人がいない、あるいは判明しない場合、死亡地の自治体が行うと規定している。

生活保護法に基づく葬祭扶助は21年度4万8789件、20年前の約2.4倍に増えた。21年度の全国の死者数(約144万人)の3パーセントにあたる。

自治体は住民基本台帳や戸籍などをもとに家族などの引取り手を探すが、疎遠や経済状況を理由に引取りを断る例が増えている。

終戦直後(昭和23年)に出来た墓地埋葬法は、家族による弔いを前提としており、自治体が火葬や埋葬を行うのは主に身元不明者だった。

また、身寄りのない独居高齢者が死亡し、自治体が葬儀を行ったものの、遺骨の引取り先が見つからないケースが増えている。遺骨の保管を巡る統一ルールは未整備のままである。

2021年10月、全国の自治体で管理・保管していた無縁遺骨は約6万柱あった。

自治体が火葬代などの葬祭費を立て替えた後に、本人の遺留金を充てるなどしているが、半数強は遺留金がなく、自治体負担している。

現金は自治体の裁量で葬儀費に充てる事が出来るが、預貯金を引出せないケースもある。

遺留金は自治体が裁判所に申立て、最終的には国庫に納めるのが原則だが、自治体には事務負担がかかるばかりだ。制度が現状に追いついていない。現行制度は高齢者の独居者や、引取り手がない死者がここまで増えることを想定していなかった時代に作られている。遺留金は、国だけでなく自治体にも帰属させ、お金を残さずに亡くなった人の葬儀や相続人の調査に充てられるようにするのが現実的な策ではないか。よって次の事項について見直しを求める。

#### 記

- 1 遺骨の保管を巡る統一ルールの整備
- 2 金融機関に対して預貯金の引出しに関する法整備
- 3 自治体の負担増に対する補助制度の創設
- 4 現状に即した法改正

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年(2023年)10月2日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第8号 保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第7、発議第8号保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める

意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） おはようございます。ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、保実 治議員、伊藤芳則議員と私、竹原孝剛でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第8号

#### 保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書（案）

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。

市街地の保育所では一クラスの入所児童が多い、また郊外の小規模保育所では入所児童が少ないことによる異年齢での混合クラスで保育が行われるなど、いずれにしても保育士一人がみる子どもの人数が多いため子どもの最善の利益を考えた保育が行えない状況となっている。支援保育士の配置に関しても十分ではなく生活に支援が必要な子どもをはじめ、全入所児童に対し、きめ細かい保育ができる人員配置ではない。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事内容や責任に見合わない低い処遇により人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきている。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、また子どもの健やかな育ちを保障できるよう適切な人員配置基準に改善することと合わせ、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次のとおり要望する。

#### 記

- 1 安心・安全な保育を提供するため、先進国並みの配置基準に改善すること。
- 2 年齢別保育ができる人員配置及び支援保育士の拡充等、発達過程に見合った人員配置を行

うこと。

3 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

4 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

まずは反対の討論を許します。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 反対の立場での討論をさせていただきますけれども、今、全国的な課題として保育士不足ということは当然皆さんが承知していただいておりますけれども、ここにありましており、一丁目一番地として、先進国並みの配置基準に保育士の配置基準を改善しろということなんですけれども、確かに耳触りはいいと思いますけれども、調べてみますと、例えば先進国と言われる中で、アメリカ、州ごとに違いますけれども、ニューヨーク州とかイングランドにおいては、3歳児7人に対して保育士1人の配置、4歳児が8人に対して1人の配置、5歳児が9人の子供に対して1人の配置と。フランスやドイツに至っても、3歳児以上13人の子供に対して1人の保育士の配置ということで、今から倍、3倍以上の保育士の確保が必要となってまいります。

8月の中国新聞の社会面に「保育死亡事故 似通う問題点」という記事がありましたけれども、茨城県で起きた悲しい事故を例にして出されてはいたしましたが、現状の配置基準をも満たせていないという状況の中で、人員が確保できないという中で悲しい事故が起きているという状況があります。今ですら配置基準を満たせていない状況では、あまりにもこの先進国並みの配置基準に改善というのは性急な話でありますし、配置基準を変えたら人員確保ができるというものでもありません。まずは、保育士という仕事のやりがいや、必要不可欠ですばらしい、尊い仕事であるということの浸透や給与アップなどの環境整備などにより、保育人材を徹底的

に増やすことに注力をする必要があるというふうに思います。現状のまま先進国並みの基準ということになれば、人員が集まらず、より厳しい配置基準を満たそうとするためには、より効率的な保育をする必要性が増す可能性は大であり、三次市においても小規模の保育所の統合を進めなければ実現できないというふうに思います。また、民間事業者においても、人材が集められず、配置基準を下回ってしまえば運営自体ができなくなるリスクもあり、窮地に立たされるケースというのも十分にあり得ます。

配置基準の見直しは、こういった全国の状況や事業者等の聞き取りを実施して慎重に判断する必要がある問題であり、三次市内においてもこれを実施して本当に保育所の運営ができるのかというような調査をしっかりとした上でこの判断をしないと、自分で自分の首を絞めるということになる可能性があるこの意見書に関しましては反対の立場として討論をさせていただきます。

何とぞ皆さんのこの三次市の現状も考えていただきながらの判断をお願いしたいと思います。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 今、提案をさせていただいています保育施設の配置基準等の改善を求める意見書ということですが、今、反対討論がありましたように、確かにOECDの中では日本を下回っているところもありますが、しかし、それ並みにということで、それ以下にするということは必要だろうと思います。保育士の数は、基本的には、今、保育現場の皆さんからすれば、ゼロ歳児2人につき1人以上、満1歳児4人につき1人、満2歳児6人につき1人、満3歳児12人につき1人、満4歳以上の幼児20人につき1人という要望が現場の皆さんからは出ているわけです。それをしっかり議論しながら、国とすれば、厚生労働省とすれば、働きやすい、子供は宝ですから、先ほど言いましたように、かけがえのない大切な命ですから、それを守らない限り、今の少子化も止まらないし、今の子供たちの安全を確保することはできないというふうに思うわけであります。

何にしても、この配置基準については、それは、まずそこへ近づけるという行政努力が必要なわけで、今そのことを要望する、国に意見を求める、これはもちろん地方議会としての権能でありますし、権利でありますから、国とすれば、人員も予算もしっかりと確保して、こうした現場の意見を聞きながら、休憩時間も取れない、休暇も取れない、また、感染症に対してもなかなか防御できないというような人員配置では、大変に就労が労働条件とすれば非常に厳しいものがあるということであります。

特に、現場からの意見とすれば、保育士の日常、保育園を運営することは肉体的にも精神的にも負担を強いられていると。保育士の配置基準が現場にマッチしていないこととか、異年齢保育を強制されているとか、排せつや食事の個別にする対応、今の配置基準ではとてもできない状況にあると。また、若い保育士さんが離職も考えているというようなことも今あるわけですから、ぜひとも働く環境を、保育環境を健やかな成長ができる保育環境の構築をすることに

よって子供たちの健やかな育ちを保障できるというふうに思うわけであります。国は、単純に配置基準をするのではなくて、現場の現状をしっかりと把握して、分析をして、これを実施していくと。その子供たちを安全・安心に育てていくということが国の責任であり、我々の責任でもあるわけですから、そのことをしっかりと国に意見を言うことは必要だろうというふうに思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

本意見書案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、発議第8号保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 発議第9号 少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）**

○議長（山村恵美子君） 日程第8、発議第9号少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） おはようございます。ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、保実 治議員、伊藤芳則議員と私、新田真一でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第9号

少人数学級の実現と教職員定数の改善及び

義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）

子どもたちをめぐる社会状況は刻々と変化している。貧困・いじめ・不登校・教職員の長時

間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教育諸施策は多岐にわたる。また教職員の長時間労働は改善が一向に進まず、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

#### 記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、児童・生徒の背景・実態に沿った教育が実施できる体制整備を推進すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
- 4 教職員の担い手不足の原因を明らかにし、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。  
ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第9号少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第10号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第9、発議第10号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員と私、中原秀樹でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第10号

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書(案)

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手段や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択された。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっている。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し議論が行われることが重要である。

こうした中、本年5月、被爆地である広島においてG7広島サミットが開催され、G7首脳が平和記念公園を訪れ被爆の実相に触れるとともに、G7として初めて、核軍縮に焦点を当てた「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」が発出された。

被爆から75年以上が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の

被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っている。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、下記の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要望する。

記

1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで一言お礼を申し上げます。

このたび、女子野球ワールドカップ・グループBが本市で開催され、御尽力いただきました関係者の皆様、また、スタジアムで観戦いただきました市民の皆様、御協力を頂きました全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。あわせて、日本女子野球チームの今後の御活躍を祈念いたします。

これにて令和5年9月三次市議会定例会を閉会いたします。

32日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時01分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年10月2日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 鈴木 深由希

会議録署名議員 黒木 靖治